

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和6年10月25日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

記

- 議案第40号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第42号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第43号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について
- 議案第44号 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について
- 議案第45号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について
- 報告第31号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告第34号 農地改良届出について

出席者 加藤彰夫 ほか11名

午前10時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 8番 山本坂一 委員 9番 山田正子 委員

議 事

議 長 始めに、議案第45号を上程します。

なお、本件は農業委員会等に関する法律第31条第1項により、農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと規程されておりますので、私、加藤彰夫は退席いたします。

退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします。

杉浦俊広
委 員

それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局

それでは、事前に配付しております議案書に基づきましてご説明申し上げます。

9 ページをご覧ください。

議案第 4 5 号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 1 5〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（利用目的）

田

（期間）

令和 6 年 1 1 月 1 日から令和 1 6 年 1 月 3 1 日まで

以下、11 ページの〔整理番号 1 6〕までの申し出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

杉浦俊広
委 員

議案についてご審議をお願いします。なお、議案に関する事以外
の質疑につきましては、委員会終了後のその他の連絡の際にお願い
いたします。

上程議案について異議質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

杉浦俊広
委 員

異議なしと認め、議案第45号を原案通り決定します。

議 長

次に、議案第40号から議案第44号及び報告第31号から報告第
34号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局

それでは議案書の1ページをご覧ください。

議案第40号

農地法第3条の規定による許可について

[受付番号12]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のためとの事由により、所有権を移転するものです。
申請地取得後の●●●●の経営面積は4,952aとなり、農地法
第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たし

ていると考えます。

2 ページをご覧ください。

議案第 4 1 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について

〔受付番号 1 1〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、富士松支所の北西約 4 0 0 m のところに位置しています。農地区分は、富士松支所から 5 0 0 m 以内にある農地のため、第 2 種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて妻と子の 3 人で暮らしていますが、家財等が増え手狭になったため、分家住宅の建築を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、本申請地の所有者より借り受けられる旨の回答を得ることができたため、分家住宅 1 棟 1 1 2 . 6 2 m²を建築したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と事前協議がされており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号 1 2〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

倉庫建築

申請地は、先の件と同様の理由で第2種農地と判断いたしました。

申請人は、農業を営んでおり、〔受付番号11〕で申請のありました、分家住宅の北側隣接地を作業所や倉庫として使用しています。今回、分家住宅を建築するにあたり、農地を測量したところ、建物の軒の一部が越境していることに気付き、是正するために申請に至りました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、本申請地の所有者より借り受けられる旨の回答を得られたことができたため、越境部分となる0.77㎡の本申請に及んだものです。

なお、都市計画法建築許可については建築課と事前協議がされており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号13〕

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

資材置場 (一時転用)

(期間)

令和6年11月20日から令和7年11月19日まで

申請地は、刈谷東高校の東約250mのところに位置しています。農地区分は、集落が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が10ha未満の一団の農地の区域内にある農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申請人は、名古屋市に本社を置き、不動産業を主な事業とする法人です。現在申請地南側の市街化区域内の土地にて大規模な宅地開発を計画しており、工事に必要な資材置場の確保が急務となりました。そこで、宅地開発の工事の終わる令和7年11月19日まで資材置場として1,852㎡を一時転用したく、本申請に及んだものです。なお、資材置場として利用後、農地復元計画書に基づき敷地全体を耕作可能な田に復旧します。

なお、水路占用工事許可については農政課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

[受付番号14]

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

仮設通路 (一時転用)

(期間)

令和6年11月20日から令和7年11月19日まで

申請地は、先の件と同様の理由で第2種農地と判断いたしました。申請人も先の件と同様です。現在申請地南側の市街化区域内の土地にて宅地造成に伴う大型擁壁の設置工事を計画しており、工事に必要な仮設通路の確保が急務となりました。そこで、擁壁の設置工事の終わる令和7年11月19日まで仮設通路として198.84㎡を一時転用したく、本申請に及んだものです。なお、仮設通路として利用後、農地復元計画書に基づき敷地全体を耕作可能な田に復旧します。

なお、水路占用工事許可については農政課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

4ページをご覧ください。

議案第42号

相続税の納税猶予に関する適格者証明について

[受付番号8]

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予区分)

相続税

(納税猶予発生日)

令和6年6月20日

(事由)

納税猶予適用のため

5ページをご覧ください。

議案第43号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

[受付番号8]

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(根拠法令)

生産緑地法第10条

(原因)

故障(令和6年9月27日)

6ページをご覧ください。

議案第44号

農用地利用集積計画(利用権設定関係)について

[整理番号28]

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(利用目的)

畑

(期間)

令和6年11月1日から令和7年11月30日まで

以下、8ページの〔整理番号32〕までの申し出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

12ページをご覧ください。

報告第31号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

〔受付番号21〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(転用事由)

●●●●

以下、13ページの〔受付番号27〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

14ページをご覧ください。

報告第32号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

[受付番号 74]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

住宅建築

以下、18ページの〔受付番号90〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

19ページをご覧ください。

報告第33号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

[整理番号 17]

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和6年9月19日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

以下、21ページの〔整理番号21〕までの通知がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

22ページをご覧ください。

報告第34号

農地改良届出について

〔受付番号5〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和6年10月10日から令和6年11月30日まで

以下、〔受付番号6〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 上程議案、並びに報告について、ご審議をお願いします。
上程議案、並びに報告について、質問等ありませんか。

杉本常男 2ページの〔受付番号13〕及び〔受付番号14〕について、受人

委 員 はどのような会社ですか。以前にも他の会社が資材置場として許可申請を行い、すぐに資材置場ではなく分譲住宅地にしたことがありましたが、1年経過したら分譲住宅地になるという心配はありませんか。

事 務 局 今回の申請は一時転用であり、期間が1年間となっております。期間が満了になったら農地復元する前提で許可しておりますので、そのまま戻さずに永久転用にならないように指導していきます。しかし、一時転用は3年間までは許可が可能であるため、南側の開発の進捗状況によっては、期間が延長となる可能性はあります。南側の開発工事が終了した後、そのまま資材置場として使用することや分譲住宅地にならないよう監視していきます。

杉本常男 以前の申請地は半分くらいが市街化区域だったので分譲住宅地になったと聞きました。〔受付番号13〕の申請地について、全部が市街化調整区域なのか、市街化区域が含まれているのか教えてください。

事 務 局 〔受付番号13〕の申請地について、面積が約1,800㎡となっております。そのうち隅の1%くらいが市街化区域となっているだけで、それ以外は市街化調整区域であるため、分譲住宅地として売りに出ることはありません。補足ですが、以前の申請は永久転用で資材置場として申請していましたが、今回は南側の開発に伴う期間だけの申請なので許可内容に大きな違いはあります。

杉本常男 土留めをやる予定なのですか。
委 員

事 務 局 土留めもやる予定だと思われそうです。市街化区域の雑木林のようになっている場所や、もともと住んでいる方がいらっしゃったところも含めて宅地分譲開発を行っています。

議 長 申請地はもともとの土が緩く、農作業がやりづらいところなので、そのまま資材置場として使用される可能性があるため、そこだけは気を付けて監視してほしいと思います。

事務局 承知いたしました。

議 長 質問等なければ、上程議案、並びに報告につきまして採決をいたします。

議案第40号から議案第45号及び報告第31号から報告第34号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第40号から議案第45号及び報告第31号から報告第34号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前10時30分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

8 番 _____

9 番 _____

本会議に参加した者

事務局長 近 藤 浩

係 長 酒 井 武 士

主任主査 鈴 木 雅 博

主 事 須 田 裕 介

主 事 加 藤 立 紀